

地方税財政に関する当面の措置についての答申

昭和60年11月27日

地方制度調査会

第1 当面の地方税財政に関する 基本的な考え方

今日、我が国の財政は、国・地方ともに未曾有の困難に見舞われている。地方財政にあっても、昭和60年度末の借入金残高が56.4兆円にものぼる見込みであり、また、個々の地方公共団体レベルでも公債費の負担が高まり、財政運営を大きく圧迫するに至っている。このため、行財政改革を引き続き強力に推進するとともに地方一般財源を充実し、速やかに財政構造の健全化を図らなければならない状況にある。

一方、地方公共団体は、住民生活に密着した重要な行政を担当し、内政の要となっている。人口の高齢化への対応、地域経済の活性化といった難しい行政課題にも積極的に取り組み、住民の信頼と期待に応えていかなければならない。

地方公共団体がその役割を十分果たしていくためには、それぞれの団体がその創意と工夫によって地域の実情に即した行政を積極的に展開していくことが基本となるべきものであるが、同時に全国を通じて合理的かつ妥当な地方行政の水準が維持されるよう、国がその責任において、個々の地方公共団体の円滑な財政運営が保障される措置を講じなければならない。

明年度の地方税財政対策に際しては、これらの諸点を踏まえ、地方公共団体の行財政運営の自主性・自律性の向上を図ることを基本として、適切な措置が講じられる必要がある。

1 計画的・安定的な地方行財政運営等

(1) 国の財政危機を背景として、毎年度、国の予算編成のたびに地方行財政運営に大きな影響を及ぼす制度改正が行われ、そのために地方公共団体における計画的・安定的な行財政運営が困難となっている。このような事態を回避するため、国は、早急に財政再建のための中長期に及ぶ具体的な方策を樹立し、明らかにすべきである。

(2) 国は、財政再建を進めるに当たっては、地方公共団体の理解と協力が得られるよう、国自ら行政改革の基本理念に沿って、行政の簡素化・効率化が図られるような方策を見出し実現して行くべきであり、そのような努力を十分行わないまま、地方公共団体に財政負担を転嫁するような措置をとることがあってはならない。

2 地方歳出の合理化

(1) 地方財政計画の策定に当たっては、国と

同一の基調に立って歳出の抑制に努めるとともに、地方公共団体が地域の財政需要に的確に対応しうるよう、経費の重点化に努めるべきである。

とくに、地域経済の動向にばらつきがみられること、生活環境施設整備を積極的に進める必要があること等の状況を勘案し、地方公共団体が地域の実情に即し、機動的かつ効果的に事業を推進しうるよう、投資的経費について所要の事業量が確保されるべきである。

(2) 個々の地方公共団体においては、現下の厳しい財政状況にかんがみ、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、給与水準・退職手当等の適正化、定員管理の適正化、民間委託・OA化等事務改革の推進、会館等公共施設の設置及び管理運営の合理化等を通じて、歳出の思い切った節減合理化の措置を講ずべきである。

3 地方財源の確保等

(1) 地方財政にとって財政構造の健全化を図ることが緊急の課題であることにかんがみ、地方債の発行総額を抑制することとともに、地方税源の充実、地方交付税の所要額の確保等、地方一般財源の充実を図ることを基本として所要の地方財源の確保に努めるべきである。地方債資金については、将来にわたる地方公共団体の財政負担の増大を抑制するため、貸付条件の改善等を図るべきである。

また、住民間の負担の公平と財源の安定的な確保を図る見地から、経費の増加等に対応して使用料・手数料を改定するなど、受益者負担の適正化を図るべきである。

(2) 地方交付税による財政調整機能をさらに高めるよう、算定方法の合理化等に努めるべきである。

第2 当面の地方税財政に関する重点事項

国庫補助金等の整理合理化とこれに伴う措置

1 基本的考え方

ア 国庫補助金等の整理合理化は積極的に推進すべきであるが、その場合は、国・地方を通ずる行政の簡素化・合理化を図るという観点から、地方公共団体の負担分を含めた補助事業量全体を圧縮することを目的として、対象事務事業の廃止・縮小を行うことを基本とすべきであり、国の財政負担を地方公共団体に転嫁するようなことが行われてはならない。

イ 国庫補助金等の整理合理化の観点は、補助金等の性格に応じて、おのずから異なるべきものである。とくに、国と地方公共団体相互の利害に関係のある事務に関し共同責任という観点から国が義務的に支出すべき国庫負担金と、奨励的ないし財政援助的意図に基づいて国から支出される国庫補助金との性格の相違を十分踏まえて、整理合理化を行うべきである。

ウ 地方行政に対する国の過剰な関与を排除し、その自主性・自律性を高めるとともに、国庫補助金等の申請・交付等に係る間接コストを省くことを目的として、国庫補助金等の整理及び地方一般財源等への振替えを積極的に進

めるべきである。

エ 地方財政法第10条、第11条の2等に規定する国庫負担金制度の基本的枠組みは、今後とも引き続き維持されるべきものであるが、社会経済情勢の変化等に即応して、その対象経費の見直しを行い、国庫補助金に位置づけるべきもの、地方一般財源等による財源措置に振り替えるべきもの等の整理を行うべきである。

オ 国庫補助金等の整理合理化のために、事務事業の廃止・縮小が行われる場合には、国・地方ともに財政負担は軽減されることとなるものであるが、地方一般財源への振り替えが行われる場合には地方負担が増加することとなる。この場合には地方財政計画の策定等を通じて所要の地方財源を確保するとともに、個々の地方公共団体の財政運営にも支障が生ずることのないよう、適切に措置すべきである。

2 国庫負担金の整理合理化

ア 現存する国庫負担金のうち国による負担がなくても行政の円滑な運営が確保しうる事務事業に係るものは、当該国庫負担金を廃止し、地方一般財源による財源措置に振り替えることとすべきである。

イ 道路・公園等の公共事業の採択基準を引き上げることによって小規模な事業は国庫負担対象から除外し、地方単独事業として実施することとすべきである。

3 国庫補助金の整理合理化

ア いわゆる奨励的補助金については、それ自体、地方行政の自主性・自律性を損うというマイナス面を有しているという点に着目して、

国として真に奨励する必要がある行政に対するもので、かつ、地方公共団体の行政展開のための誘因として十分に機能しており、上記のようなマイナス面を補って、なお存続に値すると思われる補助金についてのみ、存続させることとすべきである。

イ 補助金額が小額なもの、実質的な補助率が著しく低いもの、職員設置費に係る交付金に例がみられるような地方行政として既に定着同化している事務事業に対する国庫補助金は整理し、地方交付税等による財源措置に振り替えることとすべきである。

また、会館等公共施設（いわゆる箱物）の整備は、本来、地方公共団体が自主的に対応すべきものであり、その観点から国庫補助金を極力整理し、地方債及び地方交付税による財源措置に振り替えることとすべきである。

また、産業振興、保健衛生、社会保障等の分野における事務事業で、むしろ地方公共団体が地域の実情に応じて独自の判断で対応することとした方が適当であるものに対する補助金は、廃止すべきである。

ウ 新規の国庫補助金、とくに上記のような性格・内容の補助金の創設は、厳に抑制されるべきである。また、昭和60年度においても国庫補助金等を廃止する一方で、教育研修事業推進費補助金等、従前の補助金等と同一ないし類似の目的を有する新たな補助金の創設がみられるが、国庫補助金等の整理合理化の方向に逆行するものであり、このようなことは今後行うべきではない。

4 直轄事業負担金の改善

ア 国の直轄事業に対する地方公共団体の負担金のうち、少なくとも維持管理費に対するも

のについては、速やかにこれを廃止すべきである。

イ 国の直轄事業に係る事務費の節減合理化を図り、その総額の抑制に努めるべきである。また、事務費比率、事務費の充当範囲等が国庫補助負担事業における取扱いと整合性を欠いており、適当でないので、速やかに改善すべきである。

5 国庫補助負担率の在り方

ア 国庫負担事業に係る国庫負担率は、対象事務事業に係る国と地方の責任の度合いに応じて決められるべきものであり（例えば、生活保護費のごとく法令に基づき全国一律の基準によって実施されるべき事務事業に対するものについては、国が高率の負担をする等）、図の財政上の都合によって一律に国庫負担率を引き下げるような措置がとられるべきではない。

イ 国庫補助負担率に係るいわゆる地域特例の見直しに当たっては、現在行われている行革特例法による一律削減方式ではなく、個々の制度ごとに、これまでの政策効果、特例措置の内容等について見直しが行われるべきである。

6 その他

ア 存続する国庫補助金等については、統合メニュー化、交付手続の簡素化等の合理化を図るとともに、超過負担の解消を進めるべきである。

イ 国庫補助金等の整理合理化が円滑に推進されるよう、国の所管省庁及び地方公共団体は、いわゆる総論賛成・各論反対といった姿勢をとることなく、毅然とした態度で対応すべき

である。

また、地方公共団体における予算編成において、国庫補助の有無を予算計上のための重要な判断基準とするような、いわゆる「補助金待ち」の姿勢をとることなく自らの創意と工夫により地域の実情に即した計画的かつ総合的な行財政運営を行うように努めるべきである。

地方税源の充実と税負担の公平適正化等

地方税については、社会経済情勢の変化に対応して、直接税・間接税を通ずる現行税制の抜本的見直しを行うことが必要であると考えながら、明年度においては、住民の地方税負担の状況、地方財政の状況等を踏まえつつ、地方税負担の公平適正化及び地方税源の着実な充実を図ることとし、次のように措置すべきである。

(1) 所得税が課税されながら住民税が課税されていない利子・配当所得等に対して、住民税の合理的な課税制度を確立すべきである。なお、非課税貯蓄に対して所得税において低率分離課税方式が導入される場合には、住民税の課税についても適切な対応策を講ずべきである。

(2) 社会経済情勢の推移に対応して地方税負担の一層の公平化を進めるため、事業税における社会保険診療報酬課税の特例措置の廃止等地方税における非課税等特別措置の整理合理化を図るとともに、その新設及び拡充を厳しく抑制すべきである。

(3) その他、定額により課税される税の税率の

見直し等所要の措置を講ずべきである。

その他の重点事項

1 国民健康保険財政

退職者医療制度の創設に当たって、適用者数等に見込み違いがあり、国民健康保険財政は著しく悪化しているが、国は、これまでの影響額の補てんを含め、国民健康保険財政の健全な運営を確保するための措置を講ずべきである。

2 公団等による公共施設の立替整備

地方公共団体が整備すべき公共施設について公団等が立替整備をするという方式を導入すべきであるとする意見があるが、地方公共団体の

通常の公共施設整備についてまでこの書式を導入することは、公共施設の整備に関する地方公共団体の自主性を損うおそれがあり、また、国・地方を通ずる行財政制度の在り方と照らしてみても問題が多いので、適当ではない。

3 地方公営企業等

経営の合理化等に努めるとともに、下水道事業の資本費負担の平準化に必要な起債措置を拡充する等、企業経営の健全化のための財政措置を強化すべきである。

また、公営企業金融公庫については、国庫補助金の確保、資金調達の多様化、政府出資金の増額等による経営基盤の強化を図るべきである。